

○副業・兼業労働者の健康診断助成金に関する Q&A

1 助成対象事業者について

Q1-01 助成金を受けるための要件は何ですか。

A1-01 具体的な申請の要件は、「副業・兼業労働者の健康診断助成金の手引（令和2年度版）の1頁をご覧ください。

Q1-02 一般健康診断のみ実施することで助成金の申請は可能ですか。

A1-02 申請に当たっては、副業・兼業労働者が健康診断を受診した費用を事業者が支払うか、事業者が契約を締結している健診機関の健康診断を受診する必要があります。

Q1-03 1事業場で申請はできますか。

A1-03 1事業場ごとに申請してください。

Q1-04 申請に当たって事業場の労働者数は関係するのでしょうか。

A1-04 本助成金は、申請する事業場の労働者数といった事業場の規模は問いませんので、どのような事業場でも要件を満たせば申請することは可能です。

Q1-05 様式第7号「支給要件確認申立書」の中で「過去1年間に、労働関係法令（労働基準関係法令等）違反をしている。」とありますが、労働関係法令違反とはどのようなことを指すのですか。

A1-05 労働関係法令違反により送検されていること、又は行政機関から企業名の公表や認定の取り消しをされていることを指します。
なお、就業規則の作成届出、36協定届出、健康診断の実施などの労働関係法令違反については、是正・改善されてから申請していただくことが望ましいです。

Q1-06 様式第8号「助成金支給申請チェックリスト兼同意書」に「一般健康診断を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること」とありますが、個人に限定したことですか。それとも団体も含まれますか。

A1-06 団体も含まれます。自社以外の実施機関等の団体で一般健康診断を行ってください。

2 助成対象事業について

Q2-01 様式第8号に「一般健康診断の実施等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること」とありますが、使用している労働者が一般健康診断の実施を行った場合、助成金の対象にはならないのでしょうか。

A2-01 自社の使用者・労働者が健診実施機関である場合、毎月給与が支給され、一般健康診断の実施に係る費用の負担が助成金申請者に発生しないことから、助成金の対象にはなりません。

Q2-02 一般健康診断を同一年度内に同一人物に複数回実施した場合、その都度助成金の対象になりますか。

A2-02 助成金の対象になりません。法令では1年に一回の実施が義務付けられていますので2回目以降は助成の対象とはなりません。

3 助成対象経費について

Q3-01 助成金額について教えてください。

A3-01 一般健康診断の実施については、1副業・兼業労働者につき10,000円を上限として実費額を支給、10,000円の場合、1事業場当たりの一般健康診断の実施の上限は年間10回となります。なお、10名分を申請1回で対応することや、1名分ずつ10回申請することも両方可能です。

Q3-02 令和元年度以前の一般健康診断は助成金の対象になりますか。

A3-02 助成金の対象になりません。

4 申請について

Q4-01 手引き中1頁に本助成金の申請者は「事業者」と規定されているが、労働者が自ら健康診断を受診して、その費用を事業者が直接支払う場合や、一旦労働者自身がこの費用を支払った後、事業者が労働者に費用を補填した場合、当該事業者が申請することは可能か。

A4-01 労働者自身が支払いした場合であっても事業者が補填し労働者の領収書があれば、事業者が直接健診実施者に費用を支払う場合と同様に、助成金の申請は可能です。

Q4-02 助成金の申請はいつまでに行えばいいですか。

A4-02 一般健康診断の実施後の助成金の申請は翌年度の6月30日までです。

Q4-03 健診機関との契約書について、本社で契約を締結している場合でも事業場ごとの契約が必要ですか。

A4-03 申請する事業場が、健診項目等の契約内容を明示した契約を健診機関と締結していただくこととなりますので必要です。

Q4-04 一般健康診断実施者への支払いを助成金支給申請後にすることとし、助成金支給申請の際は、領収書（写）に代わり請求書や納品書、見積書等を添付書類として提出してもいいですか。

A4-04 一般健康診断実施者への支払額に対しての助成になるので、領収書（写）に代わり請求書や納品書、見積書等の書類では不可となります。したがって、助成金支給申請後に一般健康診断実施者への支払いを行うのでは助成金支給申請は認められず、助成金支給申請書提出までに一般健康診断実施者への支払いを行い、領収書を受け取ってください。

Q4-05 一般健康診断実施者への支払いをインターネットバンキングで行います。助成金申請の際は、インターネットバンキングの振込完了明細書を提出すればいいですか。

A4-05 インターネットバンキングの振込完了明細書は不可とします。インターネットバンキングの振込完了明細書では、他の案件も合わせて振り込むことにより、振込額と一般健康診断に係る金額が不一致となることが考えられること、また、振込内容がわからないことから、必ず一般健康診断を実施したことがわかる領収書を発行してもらい、領収書（写）を提出してください。インターネットバンキングの振込完了明細書に振込内容がわかる内訳書を添付しても申請は不可としますので、必ず領収書を発行してもらってください。

Q4-06 契約書の契約相手方と異なる口座名義への振込でも助成金の申請は可能ですか。

A4-06 原則として、助成金の申請はできません。例えば、契約書の契約相手方が産業医個人名みの場合は、団体に所属する産業医であったとしてもその確認ができません。そうした状況で支払先が団体であるような場合は助成金の支給はできません。契約書を作成する時点で契約相手方が団体に所属する医師であることを記載願います。また、契約書の契約相手方に記載された団体と支払先の団体が異なる場合は助成金の支給はできません。

ただし、団体の場合で、契約書の契約相手方が団体に所属する医師であるということが確認できる記載や、指定の口座名義は団体の事務長や団体の本社のように同一名義でなくても同一団体へ入金すると認められる場合には、指定があった口座へ振込を行うこととして差し支えありませんし、助成金の支給を行います。取扱いによっては、不正行為の原因にもなりかねませんので、十分確認した上で事務処理を行うことが必要です。

Q4-07 助成金振込先の口座名義は個人名義でも可能ですか。

A4-07 個人名義の振込先での申請は不可となります。

Q4-08 1件の支払いに対し、複数の助成金に申請することは可能ですか。

A4-08 できません。1件の支払いに対しては1つの助成金のみ申請が可能です。

5 その他

Q5-01 副業・兼業労働者ですが、40歳未満でなければ対象とならない理由は何ですか。

A5-01 40歳以上の労働者については、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）により、40歳～74歳までの公的医療保険（国民健康保険等）加入者全員を対象とした、一般には「メタボ健診」について各保険者が実施する制度があることから、40歳未満を対象としています。

Q5-02 副業・兼業労働者で40歳未満の労働者という要件がありますが、健康診断の受診日の年齢は39歳で、年度内に40歳に達します。この場合申請できますか。

A5-02 健康診断実施する日を含む月の属する年度中に40歳に達する労働者は対象になりません。よって申請することはできません。

Q5-03 副業・兼業労働者自身が健康診断に行った場合の、流れについてどのタイミングで何をすればよいのか教えてください。

A5-03 具体的な申請の要件は、「副業・兼業労働者の健康診断助成金の手引（令和2年度版）」の4頁をご覧ください。